

平成17年度採択分

平成19年3月31日現在

研究課題名(和文) 国際的ビジネス紛争の法的解決の
実効性を高めるための新たなフレームワークの構築
研究課題名(英文) Establishing a new framework for
realizing effective transnational business litigation

研究代表者

河野正憲(Kawano Masanori)
名古屋大学・大学院法学研究科・教授



推薦の観点: 国際的に対応を強く要請される研究

研究の概要: 市場経済の世界的な広がりに伴い、ビジネスに関する法的紛争も国際的な様相を強めている。国際的ビジネス訴訟には外国の法情報の獲得が不可欠であるが、今日ではこのための手段が確立していない。この現状を打開するために、主要国の法専門家による人的ネットワークを構築し、ビジネス紛争の解決に必要な法情報を交換・共有し、研究・分析するための新たな国際的フレームワークの構築と新たな法学の方法の確立をめざす。

研究分野/科研費の分科・細目/キーワード: 法学/学術創成研究/国際的民事訴訟

1. 研究開始当初の背景

今日、社会全般にわたり急速にグローバル化が進行している。90年代以降、社会主義体制の崩壊により経済の全般的な市場化と共に国際的な人的交流の自由が急速に進行し、国境による隔離や社会体制の違いによる制約が急速に取り払われつつある。このようなグローバル化の進行は、特にビジネス社会において顕著であり、この社会の急激な変動は、更にわれわれの社会自体の<法化>を促進し、従来法外的な紛争処理がなされていたのに対して、裁判所を中心とする法的なスキームによる解決を選択する傾向が進んでいる。これまで持ち込まれなかった大企業間の紛争も裁判所に持ち込まれ、その判断がビジネス社会の動向に作用する事例が増えている。ビジネスを巡る法的紛争は、ビジネス活動に不可避であり、それは合理的で実効性がある形で解決されなければならない。しかし、裁判所による民事訴訟は、各国の裁判制度、訴訟手続によって様々であり、長い伝統に支えられて法文化を形成している。これらの違いが紛争解決の大きな阻害要因になっており、問題を抱えているのが現状である。

2. 研究の目的

(1) 国際的ビジネス紛争の実効性を向上させるための基礎的研究を行う。特に民事訴訟制度を中心に据えて、ビジネス紛争の法的解

決の実効性を促進するために法的紛争解決に必要な法情報の共有を実現し、新たな国際的法的紛争解決のスキームとその方法を模索する学術の創成を目指す。

(2) 各国の法情報をアクチュアルな形で獲得するためには、これまでのような各研究者の印刷物による個別研究では不十分である。本研究では、各国研究者の人的ネットワークを形成し、恒常的な討論や研究グループを作ることによってアクチュアルな法情報の国際的な交換を行い、国際ビジネス紛争解決の実効性を促進する新たな方策を模索する。また、そのための基礎的な研究を行う。

3. 研究の方法

(1) 国際的ビジネス訴訟の研究 年に2度のシンポジウムを、異なった視点での問題設定により様々な国の専門家により構成されるグループで開催する。名古屋におけるシンポジウムは国際民事訴訟に関する先端的な問題を選択して議論する。またヨーロッパにおけるシンポジウムでは、実体法的な問題と訴訟法的な問題との関連を取り上げているが、この試みはこれまでになされていない点で特徴的である。

(2) 各国民事裁判制度の研究 各国の民事裁判制度について、共通の関心から検討・研究をするものであり、既にワーキング・グループの研究會により基本的な方針を統一した。また各国のグループとの研究會を通じ比

較法的観点からの問題発掘などを行う。

(3) 国際労働紛争解決制度の研究 労働問題は通常のビジネス紛争とは異なり各国の個別規律がかなり強い。恒常的な研究を通じ新たな問題の研究を進めている。

4. これまでの成果

(1) 全体研究

国際的なビジネス紛争を巡る法的な問題に関する先端的問題を検討するための国際シンポジウムを以下の通り既に3回開催した。

・第1回国際シンポジウム 「国際的民事訴訟の現状 (Current Topics of Transnational Civil Procedure)」という共通テーマのもとに2006年2月18日及び19日の2日に亘って名古屋で開催した。

極めて積極的な討論がなされ、その成果を国際的に公刊すべきだとの意見が寄せられた。

・第2回国際シンポジウム 「国際的契約紛争のための国家の正義か私的正義か (State Justice or Private Justice for the transnational Contract Disputes)」を共通のテーマとして、2006年11月2日及び3日の2日にわたってドイツ・フライブルクにおいて国際シンポジウムを開催した。今回は、国際的な契約紛争に関して、民事訴訟手続と共に国際仲裁手続を取り扱った。

・第3回国際シンポジウム 「国際訴訟における裁判官の積極的役割と訴訟当事者の自治」を共通のテーマとし2007年2月2日及び3日の2日間、名古屋で開催された。

各国民事裁判手続研究 各国の民事訴訟制度を巡る基本的な法情報は十分に交換されておらず、国際的なビジネス訴訟に関して起こりうる外国での訴訟手続などに関して必要な基本情報が不足している。そこで、各国の民事訴訟法を中心とする専門家の人的ネットワークを基礎に、従来わが国で十分な情報が獲得されていない諸国の民事裁判に関する基本情報を収集することにした。当面の対象は、イギリス、フィンランド、イタリア、ハンガリーなどである。数度、これらの諸国の専門家を交えたワーキング・グループを組織し議論を重ねた。以下のような項目について、各国で300頁程度の英文で民事裁判の概説書を作成する。内容は以下の通りの共通項目を明示している。

民事裁判の歴史的背景
裁判制度
(民事)訴訟
判決などの執行
国際仲裁

V 保全手続の体系

既にイギリスに関しては、既に原稿が完成しており、現在出版の準備を進めている。

5. 今後の計画

1. 全体研究

(1) 先端的訴訟理論に関する国際的シンポジウムの開催

2007年10月4日及び5日にリヨン(フランス)で第4回目の国際シンポジウムを開催する。その統一テーマは「国際ビジネス不法行為」とした。昨年のフライブルクにおける第2回シンポジウムでは、契約問題に関する実体法と訴訟手続の関連を検討したが、今回はビジネスに起因する不法行為をめぐる実体法と手続問題を中心に各国の問題や新たな動向を討論する。

2008年3月1日及び2日には第5回国際シンポジウムを名古屋で開催する。統一のテーマは「民事執行手続の比較法研究」を予定している。民事執行手続の比較法研究は、重要でありながら国際的シンポジウムのテーマとしても取り上げられることがまれであることから、今回この問題について議論する。

(2) 各国民事裁判手続の研究

各国の民事裁判手続についてのワーキング・グループの活動を続け研究が進展している地域につき執筆者との研究会を開催する。

6月には、パドゥバ(イタリア)でイタリア民事訴訟法研究グループとのワーキング・グループの研究会を開催する。またヘルシンキでもフィンランドグループとの研究会を開催する。

わが国の民事訴訟法や民法研究者を中心とした比較法研究会を継続して開催する。

各国の民事裁判に関する基本情報として英語版の出版を始める。既にイギリス法(アンドリュース教授執筆)は出版準備中であり本年度中の刊行を目指す。

(3) 比較労働法研究グループは、2007年7月に2回、国際シンポジウムを開催する。

(4) 法典英文翻訳グループでは引き続き、法典翻訳の作業と共に翻訳辞典の開発を続ける。

6. これまでの発表論文等

著書 Neil Andrews 「English Civil Justice and Remedies: Progress and Challenges」(2007秋出版予定信山社)
ホームページ等
<http://www.nomolog.nagoya-u.ac.jp/ncli/>